

《注意事項》

◆交配を許可する年齢と牝犬の繁殖回数について

交配を行える年齢は牝犬、牝犬ともに生後9ヵ月1日以上です。交配時に年齢がこれに満たない場合は、早期繁殖として一胎子登録申請を受け付けておりません。また、動物愛護法に則り、2022年6月より、牝犬については、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満である場合は、交配時の年齢は7歳以下となります。この条件を満たされていない一胎子登録申請も受け付けておりません。

◆極近親繁殖について

「親子の交配」、「同じ父母から生まれた兄妹・姉弟の交配」は、事前に本会理事長が交配を許可した場合を除き、一胎子登録申請を受け付けておりません。

◆国外公認団体による繁殖制限登録犬について

繁殖制限登録された犬を親犬とする一胎子登録はできません。

◆一胎子の出産頭数が多い場合について

一胎子の写真を提出していただく場合がありますので、必ず出産直後に母犬と一胎子全頭を1枚に収まるように撮影しておいてください。写真が必要となる犬種と頭数は、本会ホームページの「出産頭数が多い場合の一胎子申請について」を参照してください。また、登録頭数が8頭以上の場合は、8頭目以降の子犬情報を2枚目の申請書へご記入の上、1枚目に添付してご提出ください。

◆子犬名のつけ方について

- ・犬名（英字）は犬舎名と合わせて35文字までとなります。（接続文字「OF」等、国際犬舎の「JP」、スペースを含む）
- ・記入のないものは本会にて命名いたします。その際、母犬の出産登録が1回目の場合は、子犬名の頭文字をA（A胎）、2回目はB（B胎）、3回目はC（C胎）のようにアルファベット順となります。また、子犬名の頭文字を揃えて本会一任で命名を希望する場合は、記入欄に「A胎希望」等の記入をしてください。
- ・犬名には、以下の文字列等は使用できません。
「CH」（称号にかかわるものを含む）、「FCI」、「JP」、特殊記号（!"#\$%など）、ローマ数字（I II III…）
- ・同胎子に同一犬名をつけることはできません。（スペルの違う読み方が同じものや紛らわしいものも避けてください。）
- ・日本原産犬種（日本テリア、日本スピッツ、アメリカン・アキタを除く）の犬名については、洋犬種のようにアルファベットではなく日本語表記されますので、漢字の場合はフリガナをご記入ください。
- ・犬名リストが本会ホームページ[<https://www.jkc.or.jp>]にあります。

◆アペンディクス登録犬を祖先犬とする一胎子登録申請について

一胎子の祖先犬（3代祖）が全て登録犬（アペンディクス登録犬を含む）となったところから、通常のスタッドブックに登録されます。

◆血統証明書の送付先について

繁殖者がクラブ会員登録された住所となります。

◆申請内容に不備があった場合

調査課より照会文書を送付いたしますので、照会内容をご確認の上、ご回答ください。本会にて回答を受理し、書類不備等が完結した日より血統証明書の作成作業が始まります。

①交配証明書（交配時に牝犬所有者が記入）

※牝犬所有者は、交配の事実がある場合、交配証明書を作成する義務があります。交配時点で交配証明書を作成し、牝犬所有者に渡してください。

交配日	牝犬と交配した年月日（西暦）。
牝犬名 登録番号	交配した牝犬の血統証明書を参照して記入してください。他団体切替登録同時の場合は、犬名を必ずご記入ください。 ※牝犬は別途DNA登録が必要です。
牝犬所有者	本会のクラブ会員であり、本会犬籍簿上の所有者未登録の場合は、クラブ入会、名義変更を申請してください。

◎牝犬が国外公認団体の登録犬の場合（持込腹）

国外での交配分は、「牝犬所有者が発行した交配を証明する書類」と「国外公認団体の血統証明書コピー」が必要です。

②繁殖者記入欄（牝犬名、登録番号は交配時に牝犬所有者が記入）

出産日	牝犬が出産した年月日（西暦）。日付を跨いだ場合でも、一日のみ指定してください。
牝犬名 登録番号	出産した牝犬の血統証明書を参照して記入してください。他団体切替登録同時の場合は、犬名を必ずご記入ください。
繁殖者	繁殖者は出産時における本会犬籍上の牝犬所有者且つ、本会のクラブ会員で、登録された犬舎名の所有者。未登録の場合は、クラブ入会、名義変更、犬舎名登録を申請してください。 犬舎名は、クラブ会費切れから6ヵ月経過すると廃舎となります。

◎一胎子（子犬）登録情報について

子犬名、毛色、毛種をご記入ください。（※ダックスフンドについては、毛種を必ずご記入ください。）
また、4代祖血統証明書の発行を希望される場合は、「□4代祖」欄にチェック☑してください。

◎同時マイクロチップ記載について

子犬の血統証明書にマイクロチップ番号の記載を希望する場合、メーカー発行のマイクロチップバーコード（手書不可）を貼付してください。（タトゥー番号の記載を希望する場合は、本会のタトゥー実施証明書を添付してください。）

◆申請方法

お手続きについては、繁殖者が所属するクラブ代表、登録クラブ取扱者または登録畜犬業者へ、下記の登録料金と合わせてご提出ください。

◆血統証明書登録料金（1頭につき）

血統証明書の種類	3代祖	4代祖
生後90日以内（期間内※）	2,600円	5,000円
生後91日以上2年以内（期間外※）	6,000円	8,400円

※上記の申請書類等のご提出先が、本会へ送付する日（消印）を基準としておりますので、ご注意ください。

犬種
ダックスフント(スタンダード・ミニチュア・カニンヘン) プードル(スタンダード・ミディアム・ミニチュア・トイ)

一胎子登録申請書

※ご記入に際して、裏面の注意事項をお読みください。

①交配証明書 ※牡犬所有者記入欄		◎牡犬はDNA登録が必要です。		私所有の牡犬が、下記牝犬に交配したことを証明します。	
交配日	年	月	日	会員番号	
牡犬名 (父犬)				住所	
登録番号	JKC -			牡犬所有者	
	JAX -			氏名	(印)

②繁殖者記入欄 ※繁殖者(牝犬)所有者記入欄		この繁殖に関して、一切の責任を負います。			
出産日	年	月	日	会員番号	
牝犬名 (母犬)				繁殖者	氏名 (印)
登録番号	JKC -			住所	
	JAX -			オス	メス
登録内容に関し、誤りや不正またはその恐れがあった場合、調査に伴う費用負担(登録抹消等による回収補償等もこれに含まれます。)や責任の所在は繁殖者となります。この場合、本会の判断により必要に応じて個人情報の公開をすることがあります。牡犬所有者による誤りや不正またはその恐れがあった場合は、牡犬所有者も前項の対象となります。また、血統証明書発行前の登録申請であっても、悪質性が高いと判断される場合は懲戒処分の対象となることがあります。				出産頭数	↑押印は必要です (※パソコン作成の印は不可×)
				死亡頭数	◎性別ごとの内訳を数字で記入してください。
				登録頭数	◎一胎子登録は出生した全ての子犬を登録する必要があります。 (死亡を除く。追加登録はできません。)

No.	子犬の犬名(英字) ※必ず大文字で入力すること。 子犬の犬名(カナ) ※日本犬は日本語	性別	◎性別は牡から順番に記入してください。 ◎「オス」または「メス」に○印をしてください。
1	<input type="checkbox"/> 4代祖 毛色: 毛種:	オス・メス	マイクロチップバーコード貼付欄
2	<input type="checkbox"/> 4代祖 毛色: 毛種:	オス・メス	マイクロチップバーコード貼付欄
3	<input type="checkbox"/> 4代祖 毛色: 毛種:	オス・メス	マイクロチップバーコード貼付欄
4	<input type="checkbox"/> 4代祖 毛色: 毛種:	オス・メス	マイクロチップバーコード貼付欄
5	<input type="checkbox"/> 4代祖 毛色: 毛種:	オス・メス	マイクロチップバーコード貼付欄
6	<input type="checkbox"/> 4代祖 毛色: 毛種:	オス・メス	マイクロチップバーコード貼付欄
7	<input type="checkbox"/> 4代祖 毛色: 毛種:	オス・メス	マイクロチップバーコード貼付欄

クラブ代表者・事務所担当者 ・登録クラブ取扱者 ・登録畜犬業者	☎ - - 氏名	クラブ会員番号 - - -	※ 本会からの照会は、その内容により該当者にお問い合わせいたします。
クラブ印	※必ず押印のこと	クラブ代表者・事務所担当者・登録クラブ取扱者・登録畜犬業者	印
		本会記入欄	2022年6月現在